

介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に関する国の動向と  
高齢者を取り巻く川西町の現状について

長寿介護課



# 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に関する国の動向

## 1. 介護保険事業計画策定の背景

これまで、国、都道府県、市町村は一体となって、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。直近の第9期計画の基本指針においては、高齢者虐待の増加傾向を踏まえ、地方公共団体がPDCAサイクルを活用して、虐待の未然防止、早期発見、再発防止に向けた体制整備を行うことが重要事項として位置づけられていました。

また、介護現場の安全確保に関しては、全てのサービスにおいて事故発生時の市町村への連絡等が運営基準に規定されてきましたが、国や都道府県への報告は任意であり、一元的な情報集約・分析の仕組みが不十分であるという課題がありました。

### ～これまでの介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画～

現行計画である第9期計画では、第7期～第8期を踏まえ、地域包括ケアシステムをさらに推進した地域共生社会の実現へ向けた体制整備と、介護保険制度の持続可能性の確保に取り組んでいます。

今後の計画策定においては、2040年を見据えた対応が最大の焦点となっており、国は、地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じることを踏まえ、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進及び地域共生社会の更なる実現を求めています。

### ◆介護保険事業計画のこれまでの流れ



## ～これからの介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画～

厚生労働省社会保障審議会介護保険部会において、「介護保険制度の見直しに関する意見」が令和7年12月25日に取りまとめられました。本資料は、次期制度改正に向けた検討の方向性を示すものとなります。

### 介護保険制度の見直しに関する意見（概要）

#### I. 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

- 地域の類型化と議論：2040年に向け、中山間地域（需要減）や都市部（需要増）等、地域類型を意識した議論を促進する。
- 中山間・人口減少地域への対応：人員基準（管理者・専門職の兼務等）の緩和や、出来高払いに代わる「月単位の定額報酬（包括的評価）」の選択制を導入する。
- 大都市部・一般市等への対応：定期巡回・随時対応型と夜間対応型訪問介護を統合し、効率的な24時間対応体制を構築する。

#### II. 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 有料老人ホーム等の安全性確保：中重度の要介護者を受け入れるホームへの「登録制・更新制」の導入、紹介事業の優良認定制度を創設する。
- 身寄りのない高齢者等への支援：ケアマネジャーの「シャドウワーク」解消に向け、地域ケア会議の活用や包括的支援事業での相談対応を明確化する。
- ケアマネジャーの資格・研修見直し：受験資格の実務経験を「5年」から「3年」に短縮し、有効期間の更新制を廃止（研修受講は継続）する。

#### III. 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援

- 人材確保プラットフォーム：都道府県単位での人材確保・定着支援のプラットフォームを構築する。
- 生産性向上の国・自治体の責務化：職場環境改善や経営改善支援を国・都道府県の責務として位置づけ、テクノロジー活用を強力に推進する。

#### IV. 給付と負担

- 2040年を見据えた計画：介護保険事業計画に「中長期的な推計」を記載事項として追加する。
- 所得判断基準の見直し：「一定以上所得」の判断基準について、医療保険制度との整合性や生活実態を踏まえ、第10期計画開始までに結論を得る。

#### V. その他の課題

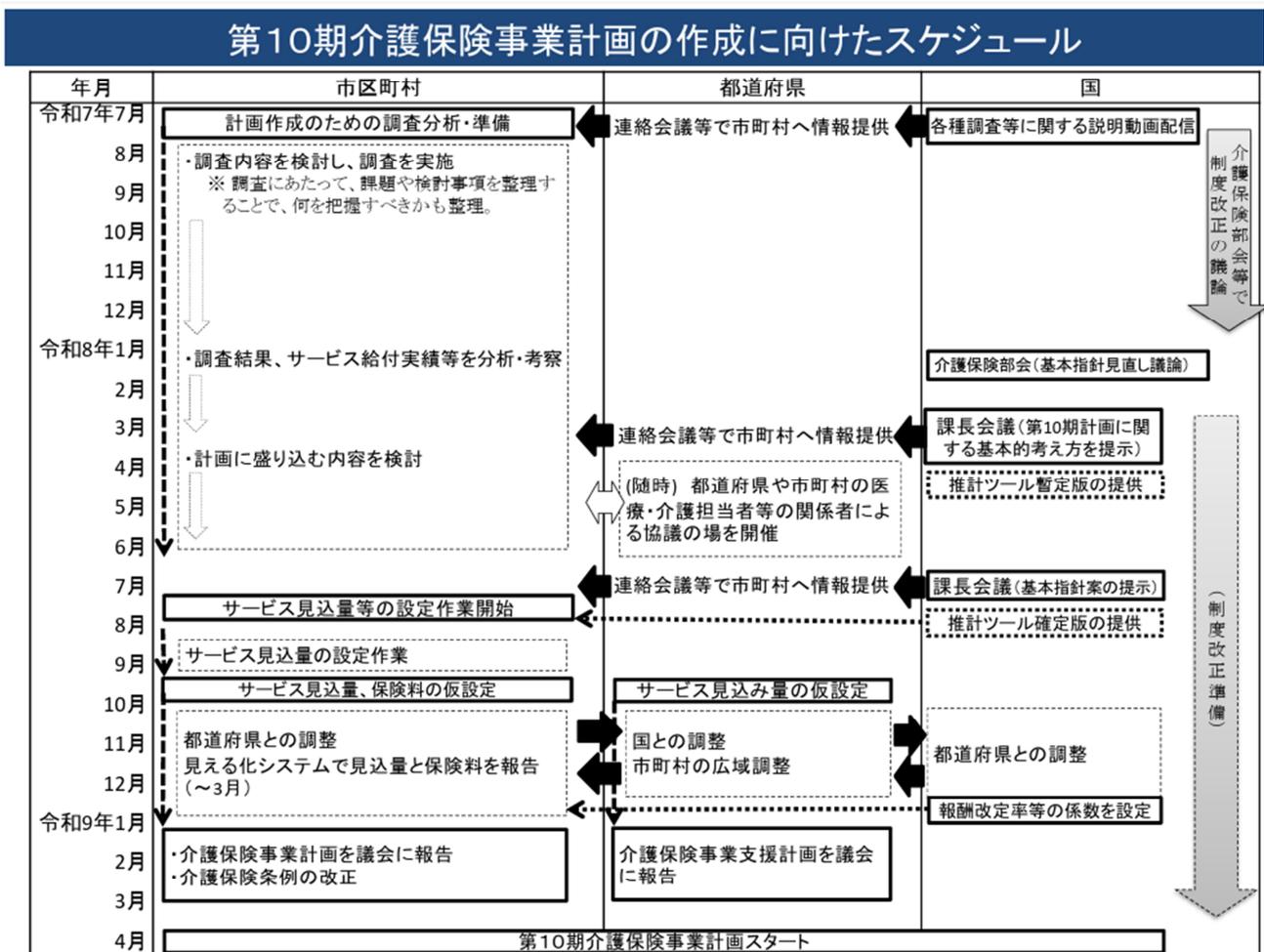
○介護被保険者証の事務・運用 ○高齢者虐待防止の推進 ○介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進 ○要介護認定の申請代行者拡大等 ○特定福祉用具販売の制度整備 ○国民健康保険団体連合会の業務

3年毎の市町村の介護保険事業計画策定について、国が次期策定に向けた基本指針を示すことが介護保険法第116条で定められており、第10期介護保険事業計画についての基本指針（案）は令和8年7月頃に示される予定です。（ただし、令和8年の2～3月の時点で「基本指針について記載を充実する事項（案）」や「基本指針の構成等についての見直し案」が示されるため、ポイントはこのタイミングで確認することが可能。）

## 2. 計画策定のスケジュールについて

国の資料である「第10期介護保険事業（支援）計画の作成準備について」（令和7年6月2日時点）に記載のスケジュールによると、概ね7月頃までに各種調査や給付実績等により市町村で次期計画に盛り込む内容を検討するとともに、8月頃に国から「推計ツール」が発出されるため、それ以降、計画に盛り込むサービス見込み量や保険料の設定を行うこととされています。

《参考》 第10期計画の策定に向けたスケジュール（国提示）



出典：第10期介護保険事業（支援）計画の作成準備について

### 3. 第 10 期介護保険事業計画策定に向けた調査及び協議について

#### (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

暮らしや健康の状態などの日常的な質問内容で、高齢者の状態や自立した生活を過ごす上での課題、今後の意向等をよりの確に把握することを目的としています。

対象者	令和 7 年 12 月現在、川西町内にお住まいの 65 歳以上の方 (要介護 1～5の方を除く)
実施期間	令和 7 年 12 月 3 日(水)～令和 7 年 12 月 19 日(金)
実施方法	郵送配布、郵送回収

#### (2) 在宅介護実態調査

要介護高齢者の介護者を対象に、本人や介護者の生活状況や施策ニーズをお伺いし、「高齢者の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的としています。

対象者	在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている方のうち、「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をされた方
実施期間	令和 7 年 9 月 1 日(月)～令和 8 年 1 月 30 日(金)
実施方法	聞き取り調査(要介護認定の訪問調査実施時に認定調査員より聞き取り)

#### (3) 計画策定委員会による協議

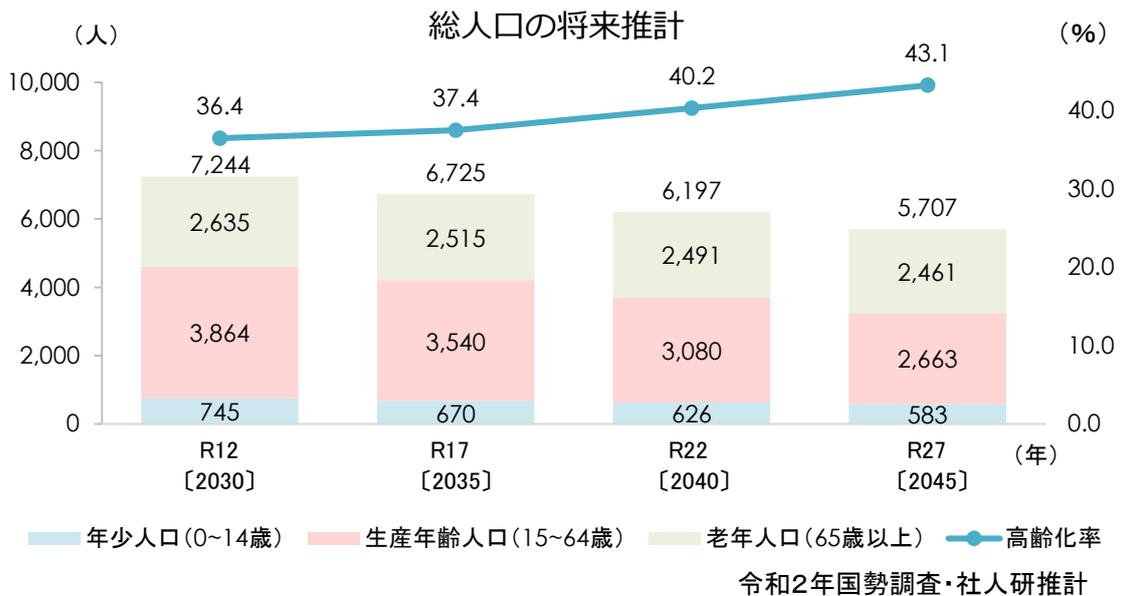
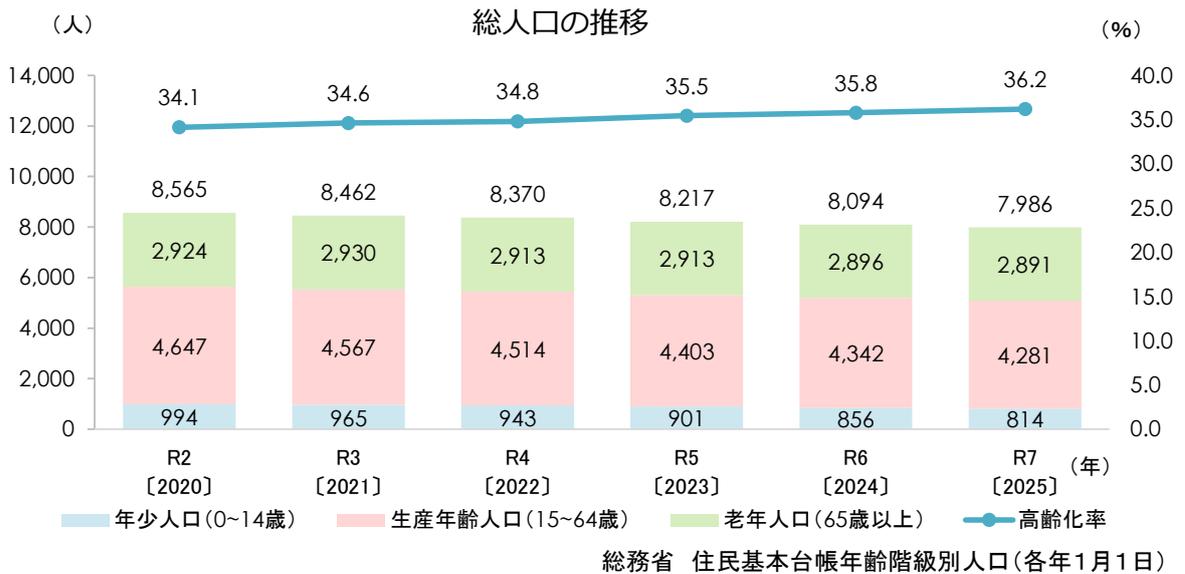
関係者の意見を広く反映させるため、保健・医療・福祉の有識者及び町内の各種団体の代表者等で構成する「川西町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」により協議・検討を行います。

- ・令和 7 年度：調査票の発送・回収・データ入力、調査結果の分析
- ・令和 8 年度：第 10 期介護保険事業計画の策定・保険料の設定

# 高齢者を取り巻く川西町の現状

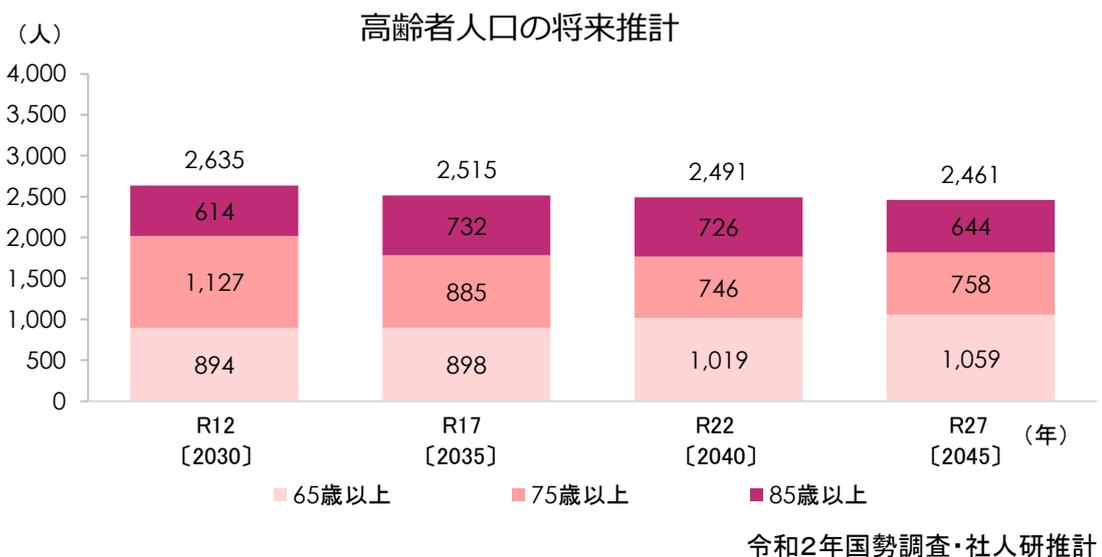
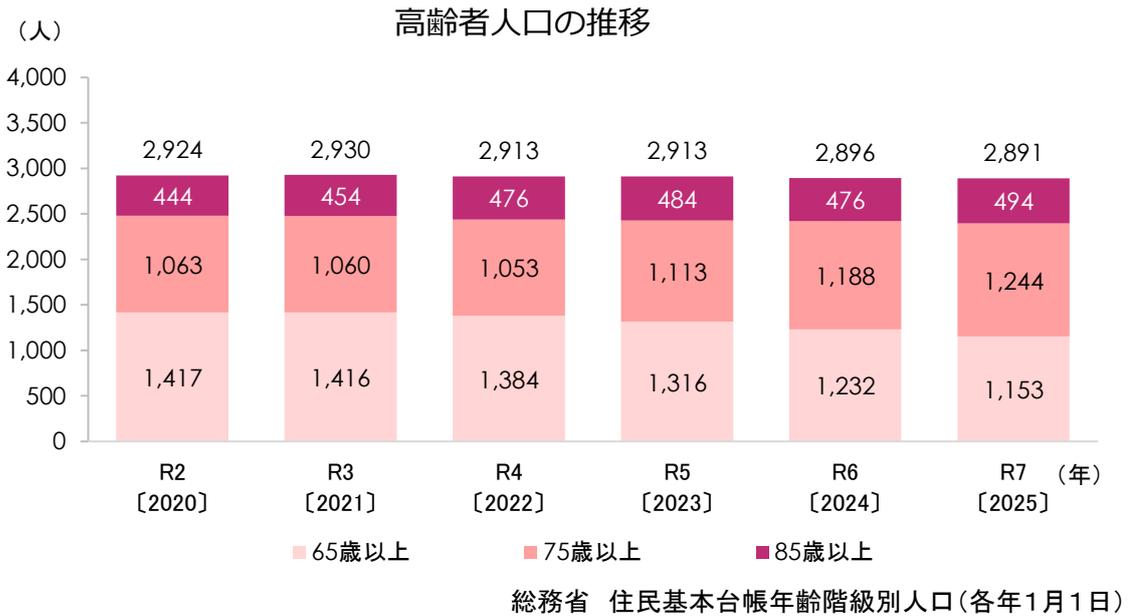
## (1) 人口の推移と将来推計

本町の総人口は、令和2年の8,565人から令和27年には5,707人へと、約3,000人減少する見込みです。特に、15～64歳の生産年齢人口は4,647人から2,663人へと大幅に減少します。一方、65歳以上の高齢者人口は2,924人から2,461人へと緩やかに減少するものの、総人口に占める割合は引き続き4割を超える見通しです。



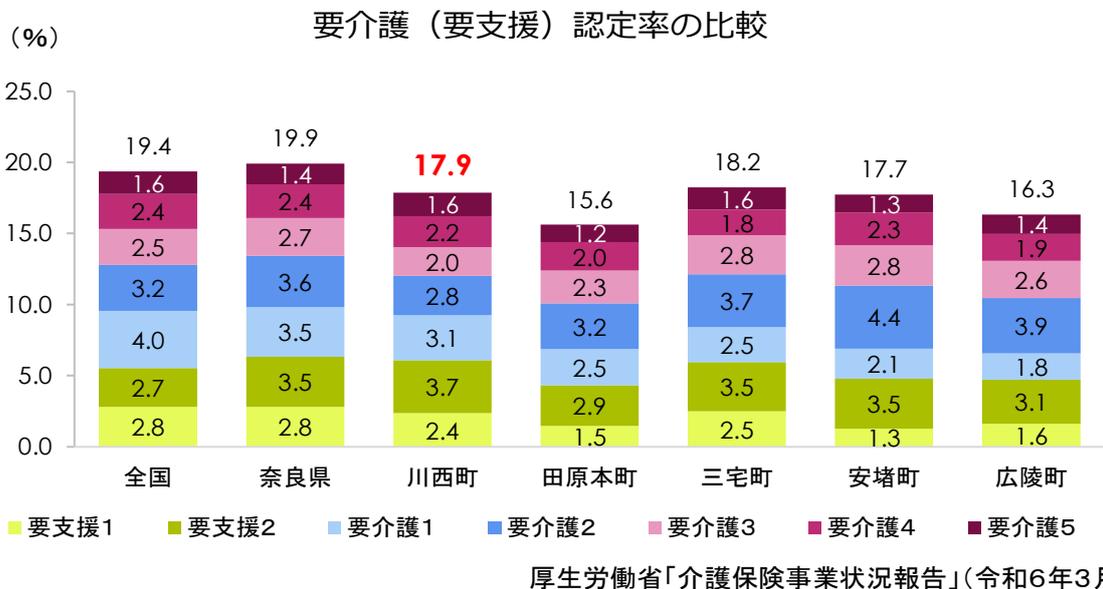
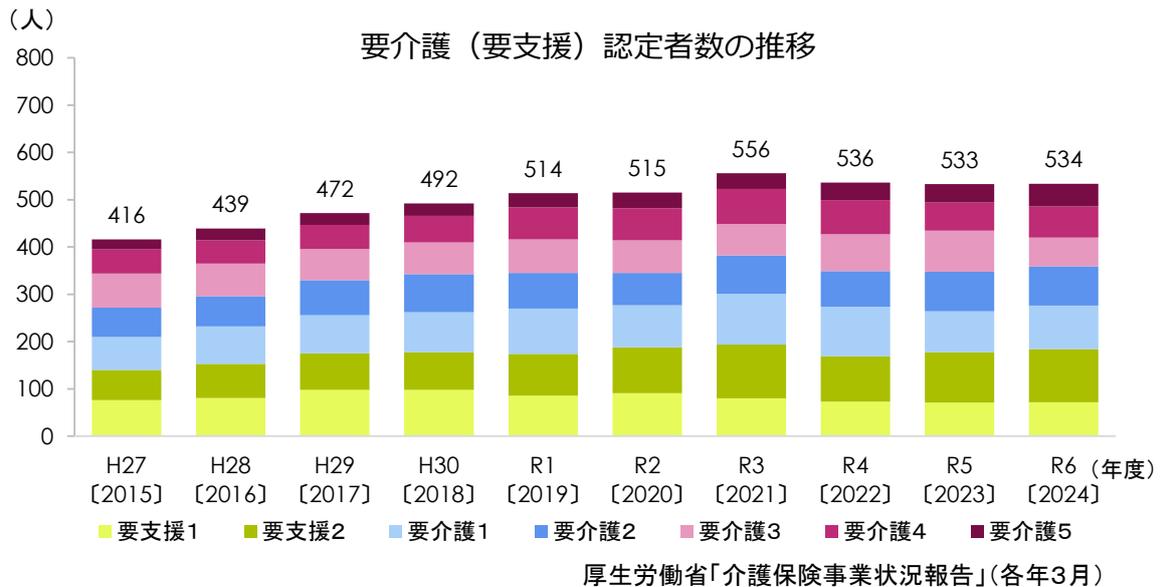
## (2) 高齢者数の推移と将来推計

65歳以上人口は、令和2年から令和7年にかけて概ね横ばいで推移した後、令和12年以降は2,635人から2,461人へと緩やかに減少する見込みです。年齢階級別では、65～74歳が増加する一方、75～84歳は減少し、85歳以上は高止まりする見通しです。このため、重度化に対応した介護・医療体制の維持・強化と併せて、フレイル予防や就労・社会参加の受け皿拡充が重要となります。



### (3) 要介護（要支援）認定者数・認定率

要介護認定者数は、平成27年の416人から令和3年に556人でピークを迎え、その後はやや減少傾向にあります。要介護（要支援）認定率は17.9%で、全国（19.4%）や奈良県（19.9%）を下回り、近隣自治体（15.6～18.2%）と比べても概ね同水準です。また、認定者は要支援1～2及び要介護1～2の割合が高いことから、重度化予防に加え、フレイル予防や生活支援体制の充実を通じた介護予防・自立支援の一層の推進が求められます。



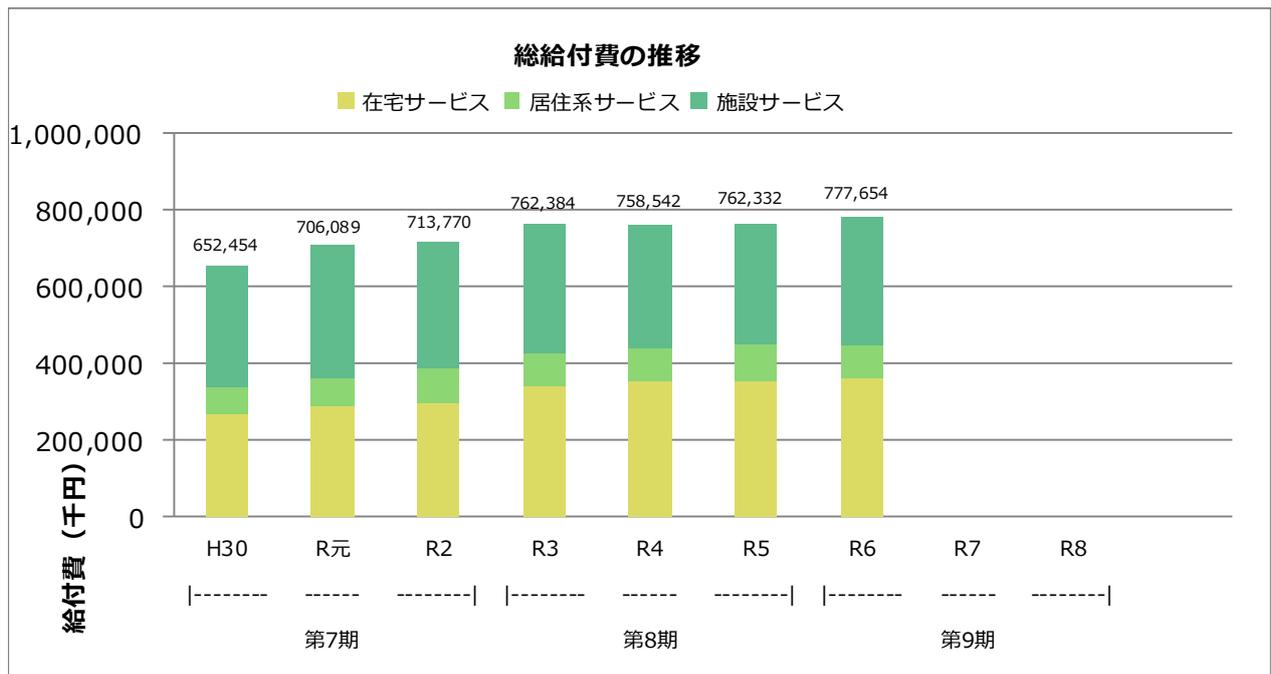
※各区分の割合は第1号被保険者数を分母に算出し、小数第1位で四捨五入して表示しています。このため表示上の合計が実数の合計と一致しない場合があります。

#### (4) 総給付費の推移と令和7年度介護給付費実績の見込み

介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費を合わせた総給付費は、増減はあるものの概ね増加傾向にあります。

介護サービス給付費の内訳を見ると、居宅サービス及び居宅介護支援では計画値を上回っていますが、地域密着型サービス及び施設サービスでは計画値を下回っており、介護サービスの総給付費は計画値に対して90.8%となる見込みです。

介護予防サービス給付費の内訳を見ると、介護予防サービス及び介護予防支援ともに計画値を上回っており、介護予防サービスの総給付費は計画値に対して116.9%となる見込みです。



##### 1. 標準給付費の内訳 (R7年度見込み)

	年間実績 (見込み)	計画値	比率 (実績/計画)
1 介護サービス給付費	767,325,853	844,796,000	90.8%
2 介護予防サービス給付費	33,097,111	28,318,000	116.9%
3 総給付費 (1 + 2)	800,422,964	873,114,000	91.7%
4 特定入所者介護サービス等給付額	15,828,577	19,256,807	82.2%
5 高額介護サービス等給付額	20,382,555	21,818,076	93.4%
6 高額医療合算介護サービス等給付額	3,186,581	2,849,478	111.8%
7 算定対象審査支払手数料	1,025,565	976,320	105.0%
標準給付費 (3 ~ 7の合計)	840,846,242	918,014,681	91.6%

※計画値として示している数値は、令和5年度に策定した第9期介護保険事業計画(令和6年度~令和8年度)において算出した数値。

## 2. 介護サービス給付費の内訳（R7年度見込み）

サービス種類	年間実績 (見込み)	計画値	比率 (実績/計画)
① 居宅サービス	334,550,503	331,464,000	100.9%
訪問介護	78,453,437	61,810,000	126.9%
訪問入浴介護	3,646,109	4,522,000	80.6%
訪問看護	21,900,652	28,731,000	76.2%
訪問リハビリテーション	2,773,068	2,037,000	136.1%
居宅療養管理指導	9,380,189	7,046,000	133.1%
通所介護	108,097,317	113,612,000	95.1%
通所リハビリテーション	28,737,161	31,639,000	90.8%
短期入所生活介護	34,547,551	18,917,000	182.6%
短期入所療養介護（老健）	4,499,209	3,863,000	116.5%
短期入所療養介護（病院等）	0	0	-
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	-
福祉用具貸与	24,142,847	24,599,000	98.1%
特定福祉用具購入費	1,253,611	752,000	166.7%
住宅改修費	2,295,727	2,361,000	97.2%
特定施設入居者生活介護	14,823,624	31,575,000	46.9%
② 地域密着型サービス	75,018,005	101,615,000	73.8%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4,949,692	2,280,000	217.1%
夜間対応型訪問介護	0	0	-
認知症対応型通所介護	0	0	-
小規模多機能型居宅介護	680,451	2,217,000	30.7%
認知症対応型共同生活介護	61,132,877	83,640,000	73.1%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0	0	-
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-
地域密着型通所介護	8,254,985	13,478,000	61.2%
③ 施設サービス	322,224,769	378,263,000	85.2%
介護老人福祉施設	145,940,648	168,103,000	86.8%
介護老人保健施設	118,706,695	157,588,000	75.3%
介護医療院	57,577,427	52,572,000	109.5%
介護療養型医療施設	0	0	-
④ 居宅介護支援	35,532,576	33,454,000	106.2%
介護サービスの総給付費	767,325,853	844,796,000	90.8%

## 3. 介護予防サービス給付費の内訳（R7年度見込み）

サービス種類	年間実績 (見込み)	計画値	比率 (実績/計画)
① 介護予防サービス	27,217,597	22,677,000	120.0%
介護予防訪問入浴介護	0	0	-
介護予防訪問看護	5,195,880	2,547,000	204.0%
介護予防訪問リハビリテーション	0	1,324,000	0.0%
介護予防居宅療養管理指導	905,928	637,000	142.2%
介護予防通所リハビリテーション	5,447,491	7,752,000	70.3%
介護予防短期入所生活介護	1,461,728	274,000	533.5%
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	-
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	-
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	-
介護予防福祉用具貸与	6,463,016	5,533,000	116.8%
特定介護予防福祉用具購入費	496,425	715,000	69.4%
介護予防住宅改修費	2,119,637	2,340,000	90.6%
介護予防特定施設入居者生活介護	5,127,492	1,555,000	329.7%
② 地域密着型介護予防サービス	0	0	-
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	-
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	-
③ 介護予防支援	5,879,513	5,641,000	104.2%
介護予防サービスの総給付費	33,097,111	28,318,000	116.9%

## (5) 保険料額の推移

必要保険料額は増減はあるものの概ね増加傾向にあります。令和7年度は給付費実績が計画値を下回る見込みのため、必要保険料額も基準額を下回る見込みです。

保険料基準額は3年毎に策定する介護保険事業計画に基づいて算出します。第10期介護保険事業計画期間（令和9年度～令和11年度）における保険料基準額は、令和8年度に開催する介護保険事業計画策定委員会にて協議し設定します。

